

議案第101号 小松島市奨学基金設置条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

修学意欲があるにもかかわらず、経済的理由により修学が困難な者に対して奨学金を支給しているが、奨学金の支給に係る財源について、令和4年度支給分より基金の取り崩しと運用益を組み合わせた形で運用するため、所要の改正を行うもの。

小松島市奨学基金設置条例(昭和49年小松島市条例第12号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>定額の資金を運用し、その運用益金をもって奨学の</u> <u>経費に充てるため、小松島市奨学基金(以下「基金」という。)を設置する。</u></p> <p>(運用益金の処理)</p> <p>第4条 基金の運用から生ずる収益は、小松島市一般会計歳入歳出予算に計上して<u>小松島市奨学金支給規則(昭和49年小松島市規則第8号)に定めるところにより処理するものとする</u> <u>。</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>経済的理由により修学が困難な者に対して奨学金を支給する事業に要する経費に充てるため、小松島市奨学基金(以下「基金」という。)を設置する。</u></p> <p>(運用益金の処理)</p> <p>第4条 基金の運用から生ずる収益は、小松島市一般会計歳入歳出予算に計上して、<u>第1条に定める経費に充てるものとする。この場合において、剰余金が生じたときは、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。</u></p> <p>(繰替運用)</p> <p>第5条 <u>市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。</u></p> <p>(処分)</p> <p>第6条 <u>基金は、第1条に規定する事業の財源に充てる場合に限り、</u></p>	<p>改正</p> <p>改正</p> <p>追加</p> <p>追加</p>

<p>(委任) 第5条 (略)</p>	<p><u>これを処分することができる。</u> (委任) 第7条 (略)</p>	<p>改正</p>
-------------------------	---	-----------